第五中「定めるもの」の下に「(第一号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)」を加え、同第一号中「を設け、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる」を「が設けられた」に改め、同号ハ中「(2)又は(3)」を「(2)から(4)まで又は(6)のいずれか」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

**○国土交通省告示第二百三号**

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を定める件(平成十二年建設省告示第千三百五十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

第一第一号ニ、同第二号ニ、同第三号ホ、同第四号ニ及び同第五号ヘ中「平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号」を「一時間準耐火構造告示」に改める。

第二第三号ロ中「第四第二号ロ」を「第四第三号ロ」に改める。

第三中「定めるもの」の下に「(第三号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)」を加え、同第三号イ(1)中「軽量気泡コンクリート」を「軽量気泡コンクリートパネル」に改め、同号ロ(3)を次のように改める。

(3)　厚さが十二ミリメートル以上の強化せっこうボード(その裏側に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール(かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。)又はグラスウール(かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。)を設けたものに限る。)

第三第三号ハを削り、同第四号中「平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号」を「一時間準耐火構造告示」に改める。

第五各号列記以外の部分中「定めるもの」の下に「(第一号ハ及びニ並びに第二号ハに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)」を加え、同第一号ハ(2)(ii)中「の上に厚さが九ミリメートル以上のせっこうボードを」を「を二枚以上」に改め、同号ハ(2)(iii)を次のように改める。

(iii)　厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボード(その裏側に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール又はグラスウールを設けたものに限る。)

第五第一号ハ(3)を削り、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　屋内側の部分又は直下の天井に次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とするもの。

(1)　第三第三号ロ(2)又は(3)に該当するものせっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が二十一ミリメートル以上のもの

(2)　厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張ったもの

第五第二号ハ中「設けられ、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる」を「設けられた」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

**○国土交通省告示第二百四号**

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準及び建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

(建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部改正)

**第一条**　建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準(平成二十一年国土交通省告示第十五号)の一部を次のように改正する。

別添四の1．第二号を次のように改める。

二　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務

三　都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務

別添四の2．中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務

三　都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務

別添四の1．中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務

別添四の2．中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務

三　都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務

(建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部改正)

**第二条**　建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準(平成二十七年国土交通省告示第六百七十号)の一部を次のように改正する。

**○海上保安庁告示第十二号**

海上保安庁法施行令(昭和二十三年政令第九十六号)第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

海上保安庁長官　中島　敏

**第一条**　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示(昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中「PC 38　みねぐも」を「PC 38　みねぐも
PCP 39　たまなみ
PCP 40　あわぎり」に改める。

**第二条**　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

別表特殊警備救難艇の項中「GS 02　いなずま」を「GS 02　いなずま」に改め、「SS 35　ぱらりす」を削る。

**第三条**　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表特殊警備救難艇の項中「SS 32　ぱらりす」を「SS 32　ぱらりす
SS 34　れいら」に改め、「SS 38　れいら」を削る。

別添三の2．第八号を次のように改める。

八　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第19条第1項に規定する建築物の建築に関する届出に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務

別添三の3．中「委託者と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務」を「次に掲げるもの」に改め、同3．に次の二号を加える。

一　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務

二　都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務

三　委託者と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。